

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第4地下水（北）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日		
採取時刻	-	-	7:40	7:38	8:30	8:50	8:42	8:40	8:45	8:55	8:10	8:42	8:55	8:16		
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り		
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3		
水温	°C	-	16.6	18	18.5	19.0	19.7	21.1	21	19.6	19.0	17.9	17.7	14.4		
塩化物イオン	mg/L	-	7300	6900	7100	7200	6900	7200	7300	7300	6900	7400	7200	8500	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	7.1(21)	7.1(23)	6.8(23)	6.8(24)	6.8(23)	6.9(22)	6.9(21)	6.8(21)	6.9(22)	6.9(20)	7.0(21)	7.0(22)	-	JIS K 0102(2016) 12.1
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.1)	-	-	-	-	不検出(0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	0.005	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.003	-	-	0.009	-	-	0.004	-	-	0.012	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.0005)	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.61	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正:平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第4地下水（南）

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日		
採取時刻	-	-	7:35	7:45	8:40	8:56	8:52	8:46	8:55	9:05	8:06	8:20	8:13	8:10		
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り		
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3		
水温	°C	-	16.6	17	18.2	18.7	19.7	22.7	20.8	19.2	18.5	16.7	15.0	14.3		
塩化物イオン	mg/L	-	5000	4900	5000	5000	4900	4900	4900	4900	4700	4900	4800	5100	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	7.2(21)	7.1(23)	7.0(23)	7.1(24)	7.0(23)	7.0(22)	7.0(21)	6.9(21)	7.0(22)	7.2(20)	7.1(21)	7.2(22)	-	JIS K 0102(2016) 12.1
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.1)	-	-	-	-	不検出(0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	<0.001	-	-	0.003	-	-	0.008	-	-	0.002	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.0005)	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第5地下水(北)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日				
採取時刻	-	-	7:30	7:51	8:50	9:03	9:00	8:55	9:58	9:15	8:39	8:30	9:07	8:08				
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り				
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3				
水温	°C	-	16.5	17.8	19.6	19.2	20.7	22.3	20.7	21.0	19.8	17.7	17.1	15.6				
塩化物イオン	mg/L	-	5000	4800	5000	5300	5100	4700	4800	4900	4600	5200	5100	5300	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5		
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4		
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.1)	-	-	-	-	不検出(0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3		
鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4		
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5		
砒素	mg/L	0.01以下	0.002	0.002	0.002	0.011	0.010	0.011	0.009	0.011	0.013	0.003	0.001	0.002	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4		
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.0005)	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4		
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5		
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6		
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6		
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4		
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4		
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	0.79	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5		
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3		
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8		
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表		

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	-	-	2020年6月2日	-	-	-	-	-	2020年12月3日	-	-	-				
採取時刻	-	-	-	-	9:15	-	-	-	-	-	9:20	-	-	-				
天候	-	-	-	-	晴	-	-	-	-	-	晴	-	-	-				
気温	°C	-	-	-	29.3	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-				
水温	°C	-	-	-	19.4	-	-	-	-	-	18.00	-	-	-				
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	-	-	-	7.3(23)	-	-	-	-	-	7.5(22)	-	-	-	-	JIS K 0102(2016) 12.1		
浮遊物質量[SS]	mg/L	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	17	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9		
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	4900	-	-	-	-	-	4500	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5		
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	分析中	-	-	-	-	-	分析中	-	-	-	-	JIS K 0312(2008)		

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第5地下水(南)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日				
採取時刻	-	-	7:20	7:25	9:25	8:42	8:32	8:30	8:25	8:25	8:28	8:28	8:43	7:55				
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り				
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3				
水温	°C	-	16.9	18.5	19.8	19.3	25.3	22.0	19	18.7	18.0	18.0	17.8	16.1				
塩化物イオン	mg/L	-	5600	10000	5800	400	42	4800	9000	6200	8600	10000	9800	10000	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5		
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 55.4		
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.1)	-	-	-	-	不検出(0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3		
鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4		
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.5		
砒素	mg/L	0.01以下	0.024	0.02	0.012	0.009	0.002	0.010	0.015	0.009	0.014	0.017	0.022	0.030	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4		
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.0005)	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4		
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5		
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6		
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6		
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1		
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.4		
ほう素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	2.7	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 47.4		
ふっ素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	0.08	JIS K 0102(2016) 34.1		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	1	JIS K 0102(2016) 42.3 備考5		
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.6	JIS K 0102(2016) 43.1.2 備考3		
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.3	-	-	-	-	0.1	JIS K 0102(2016) 43.2.5 備考9		
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8		
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表		

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	-	-	2020年6月2日	-	-	-	-	-	2020年12月3日	-	-	-				
採取時刻	-	-	-	-	9:45	-	-	-	-	-	9:40	-	-	-				
天候	-	-	-	-	晴	-	-	-	-	-	晴	-	-	-				
気温	°C	-	-	-	29.3	-	-	-	-	-	12.0	-	-	-				
水温	°C	-	-	-	19.4	-	-	-	-	-	19.0	-	-	-				
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	-	-	-	7.3(23)	-	-	-	-	-	7.2(22)	-	-	-		JIS K 0102(2016) 12.1		
浮遊物質[SS]	mg/L	-	-	-	27	-	-	-	-	-	17	-	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9		
塩化物イオン	mg/L	-	-	-	2800	-	-	-	-	-	8600	-	-	-	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5		
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	分析中	-	-	-	-	-	分析中	-	-	-	-	JIS K 0312(2008)		

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和三十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第5保有水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日				
採取時刻	-	-	7:05	7:15	8:20	8:32	8:20	8:20	8:37	8:35	8:20	8:20	8:35	7:40				
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り				
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3				
水温	°C	-	15.0	18	18.7	22.2	24.5	25.0	21.0	18.3	16.5	11.3	13.1	14.4				
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	7.1(21)	7.0(22)	7.0(23)	7.2(24)	7.0(23)	7.3(22)	7.3(21)	6.9(21)	7.1(22)	7.1(20)	7.4(21)	7.1(22)	-	JIS K 0102(2016) 12.1		
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	3	9	5	3	9	4	3	4	5	8	11	5	1	JIS K 0102(2016) 21, 32.3		
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	12	20	21	15	17	21	21	19	18	20	15	21	1	JIS K 0102(2016) 17		
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	14	38	28	15	39	8	10	29	30	32	16	31	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9		
砒素	mg/L	0.01以下	0.002	0.005	0.004	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	0.008	0.002	0.003	0.003	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4		

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第4浸透水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2020年4月22日	2020年5月18日	2020年6月2日	2020年7月7日	2020年8月3日	2020年9月15日	2020年10月6日	2020年11月4日	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日		
採取時刻	-	-	7:37	7:54	8:43	8:54	8:55	8:47	8:55	9:07	7:51	9:00	8:10	8:20		
天候	-	-	晴	晴	晴	雨	晴	晴	晴	晴	晴	雨	晴	曇り		
気温	°C	-	11.8	21.2	24	26.4	31.3	22.7	18.1	13.0	6.8	17.7	2.6	6.3		
水温	°C	-	16.1	21.2	23.5	24.9	29.7	24.0	19.1	14.6	8.3	11.8	11.7	14.1		
塩化物イオン	mg/L	-	18	19	23	14	12	19	19	17	19	20	23	23	0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	7.8(21)	8.0(22)	7.8(23)	7.5(24)	7.8(23)	7.8(22)	7.8(21)	7.8(21)	7.8(22)	7.8(20)	7.9(21)	8.0(22)	-	JIS K 0102(2016) 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下 (浸透水は20以下)	2	3	5	8	4	5	4	7	4	2	2	2		JIS K 0102(2016) 21, 32.3
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-		JIS K 0102(2016) 55.4
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.1)	-	-	-	-	不検出(0.1)	JIS K 0102(2016) 38.1.2及び38.3
鉛	mg/L	0.01以下	-	<0.001	-	-	0.001	-	-	<0.001	-	-	0.002	-	0.001	JIS K 0102(2016) 54.4
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0102(2016) 65.2.4
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.003	-	-	0.006	-	-	0.003	-	-	0.006	-	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出(<0.0005)	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	-	不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	0.001	JIS K 0102(2016) 67.3
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	0.0002	平成9年環境庁告示第10号 付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業務名：令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：放流口吐出水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	-	-	-	2020年7月7日	-	-	-	-	-	2021年1月12日	-	-				
採取時刻	-	-	-	-	-	8:23	-	-	-	-	-	8:50	-	-				
天候	-	-	-	-	-	雨	-	-	-	-	-	雨	-	-				
気温	°C	-	-	-	-	26.4	-	-	-	-	-	17.7	-	-				
水温	°C	-	-	-	-	21.0	-	-	-	-	-	15.5	-	-				
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	-	-	-	8.0(24)	--	--	--	--	--	7.9(20)	--	--	-	JIS K 0102(2016) 12.1		
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	-	-	-	<1	-	-	-	-	-	13	-	-	1	JIS K 0102(2016) 21, 32.3		
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	-	-	-	8.1	-	-	-	-	-	9.1	-	-	1	JIS K 0102(2016) 17		
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	-	1	昭和46年環境庁告示第59号 付表9		
窒素含有量[T-N]	mg/L	120(日間平均60)以下	-	-	-	7.4	-	-	-	-	-	6.4	-	-	0.5	JIS K 0102(2016) 45.2 準拠		
燐含有量[T-P]	mg/L	16(日間平均8)以下	-	-	-	0.17	-	-	-	-	-	1.5	-	-	0.02	JIS K 0102(2016) 46.3.1 準拠		
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3000以下	-	-	-	<100	-	-	-	-	-	<100	-	-	100	昭和37年建設省・厚生省令第1号 別表1		

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正：平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

業務名 : 令和2年度 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点 : 第5地下水(東)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法		
採取日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2020年12月3日	2021年1月12日	2021年2月9日	2021年3月9日				
採取時刻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:50	8:20	8:26	8:06				
天候	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	晴	雨	晴	曇り				
気温	°C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.8	17.7	2.6	6.3				
水温	°C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.6	13.5	15.1	13.3				
水素イオン濃度(測定時水温°C)[pH]	-	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海域)	-	-	-	-	-	-	-	-	12.4(22)	12.4(20)	12.4(21)	12.4(22)	-	JIS K 0102(2016) 12.1		
砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002	0.003	0.003	0.003	0.001	JIS K 0102(2016) 61.4		

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号 最終改正:平成二九年六月九日環境省令第一二号)による。

- 1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。